自然共生サイト認定申請準備等支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（以下「地域生物多様性増進法」という。）に基づく増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の認定申請において、長野県内に所在する土地を所有または管理し、自然共生サイトの認定を目指す企業・団体等（以下「補助事業者」という。）が行う自然共生サイト認定申請準備等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第９号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助事業者、対象事業、対象経費、補助率及び補助上限額）

第２　補助金の交付の対象となる者は、県内に所在する土地を所有または管理し、自然共生サイトの認定を目指す企業・団体等とする。

ただし、当該土地について、自然共生サイトの認定を目指すことを地権者から合意を得ている場合に限る。

２　第１に規定する補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画を目指した以下の取組。

ただし、環境省の生物多様性保全推進交付金（生物多様性保全推進支援事業）の交付対象事業を除く。

(1) 自然共生サイト認定基準を満たすことを確認するための事前調査等

(2) 自然共生サイト認定を目指すにあたっての有識者への事前相談等

(3) 自然共生サイト認定を目指す土地の地権者との調整等

３　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業に要する次表の経費とする。

補助対象経費
報償金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議等の会場借上料、調査等に係る委託料

４　補助率は２分の１以内とし、補助上限額は、1,000 千円とする。

５　消費税・地方消費税及び振込手数料は補助対象経費に算入しない。

６　前項により算出された補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（交付申請）

第３　補助金の交付を受けようとする者は、自然共生サイト認定申請準備等支援事業補助金交付申請書に別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

（交付決定）

第４　知事は、第３の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請内

容が適当と認められるときは、補助金の交付の決定を行い、通知するものとする。

２　知事は、前項の決定に当たり、必要な条件を付すことができる。

（交付の条件）

第５　次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

(1) 補助事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするときは、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。

ア　事業の内容の変更

イ　交付対象経費の 20%以上の変更（入札、見積又は請求による契約額の確定に基づく減額の変更を除く。）

ウ　その他補助事業の主要な内容の変更

(2) 補助事業を中止または廃止し、若しくは申請の取下げをしようとするときは、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しないときは、速やかに知事に報告し、必要な指示を受けること。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、その財産管理に関する規定を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。

(5) 前号の財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納入させることがあること。

(6) 補助事業を行うために締結する契約は、法令に特別の定めのある場合を除くほか、競争入札又はこれに準ずる競争性のある方法により行うこと。ただし、緊急の必要により競争入札又はこれに準ずる方法によることができないとき、時価に比較して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき又はその性質若しくは目的が競争入札に付することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

(7) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業の終了の日の属する県の会計年度の翌年度から起算して５年間整理し、保存すること。

（変更承認申請書等）

第６　第５第１号から第３号の規定による申請及び報告は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき

自然共生サイト認定申請準備等支援事業補助金変更承認申請書

(2) 補助事業を中止し、若しくは廃止、取下げをしようとするとき

自然共生サイト認定申請準備等支援事業中止（廃止・申請取下げ）承認申請書

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき

自然共生サイト認定申請準備等支援事業期間延長承認申請書

（補助事業の経理等）

第７　補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び証拠書類を備え、他の経費と区分して経理し、その収支を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければならない。

（状況報告）

第８　知事は、補助金の適正な交付のため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の実施状況について報告を求める、又は現地調査を行うことができる。

（実績報告）

第９　補助事業者は、補助事業が完了したときは、自然共生サイト認定申請準備等支援事業補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。

２　前項に規定する実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の３月 31 日のいずれか早い日とする。

３　実績報告書の提出に当たっては、補助金に係る消費税額等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税額等仕入控除税額を減額して報告するものとする。

４　第１項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税額等仕入控除税額が確定したときは、消費税仕入控除税額等報告書に関係書類を添えて知事に報告するとともに、当該金額を返還するものとする。

（交付請求）

第 10　補助金の交付決定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、自然共生サイト認定申請準備等支援事業補助金交付請求書を知事に提出するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 11　知事は、第５第２号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第４第１項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、規則、本要綱又は法令、規則若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(3) その他規則第 15 条第１項各号の規定に該当した場合

(4) その他補助金の交付が不適当と認められるとき

２　知事は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に支払われている補助金があるときは、規則第 16 条の規定により、補助事業者に対して、期限を定めて、その返還を命じることができる。

３　補助事業者は、前項の規定により、補助金の返還を求められたときは、規則第 17 条の規定による加算金及び延滞金を県に納付しなければならない。

（財産の管理及び処分）

第 12　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

２　補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

３　補助事業者は、補助事業の実施期間内に取得財産等があるときは、実績報告書に取得財産等管理台帳を添付しなければならない。

（財産の処分の制限）

第 13　取得財産等のうち、規則第 19 条第１項第２号及び第３号の規定により知事が指定する処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）以上の機械、器具、その他の財産とする。

２　規則第 19 条第２項第２号の規定による期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた期間とする。

３　補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ自然共生サイト認定申請準備等支援事業補助金財産処分承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

４　知事は、前項の承認を受けた補助事業者が当該処分により収入があったと認めたときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

（事業の実施および評価）

第 14　補助金の交付を受けた者は、実施計画等の内容に基づき、事業を誠実に実施しなければならない。

２　知事は、補助金の交付を行った事業について必要な助言を継続的に行うものとする。

（申請書等の様式）

第 15　この要綱に規定する申請書等の様式その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

（書類の提出）

第 16　規則及びこの要綱により提出する書類は、１部とする。

２　前項の書類は、知事に提出するものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第 17　補助事業者は、この要綱の規定により行う申請、報告、請求その他の手続については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

２　前項の規定により電子情報処理組織を使用する方法による申請等が行われた場合においては、第 16 に規定する紙書類による提出は不要とする。

（電子情報処理組織による通知等）

第 18　知事は、第 17 の規定により行われた申請等に係る承認、通知又は指示について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

附　則

この要綱は、令和８年 11 月 16 日から施行する。